

## (一社) 三重県建築士会 特別会員会費等規程

正会員の内、家族会員又は名誉会員は、会費を減額することができる。  
年度末(3月31日)までに申請し、翌年度から適用とする。

### 1 家族会員

(1) 下記の条件の1つに該当する正会員は、家族会員とすることができる。

- ①正会員と同居する配偶者
- ②正会員と同居する親又は子

(2) 家族会員には、

- ①雑誌「建築士」及び会報みえは、正会員のみを送付する。
- ②会費は正会員にまとめて請求し、印刷物は正会員のみを送付する。
- ③その他の権利・義務(総会議決権、会員割引等)は、正会員と同等とする。
- ④家族会員の会費

家族正会員 年額 13,000 円

家族準会員 年額 12,000 円

(3) 家族会員となるための手続き

申請書を提出し、理事会の承認を得ること。

※例えば、親(正会員)に息子夫婦(夫 正会員、妻 準会員)が同居し、3人が建築士会に入会する、入会している場合、

親(正会員) 会費 20,000 円

子(正会員) 会費 13,000 円

子の配偶者(準会員) 会費 12,000 円

雑誌「建築士」及び会報みえの送付は1部のみ。請求書は、親(正会員)にまとめて(45,000円)請求する。

### 2 名誉会員

(1) 下記の条件をすべて満たす正会員は、名誉会員とすることができる。

- ①満70歳以上(年度末の3月31日時点を基準とする)
- ②会員歴30年以上
- ③退職等により給与所得がないこと

(2) 名誉会員には、

- ①(1)会報みえは送付し、雑誌「建築士」は送付しない。
- ②その他の権利・義務(総会議決権、会員割引等)は正会員と同等とする。
- ③(3)名誉会員の会費

年額 13,000 円

(3) 名誉会員となるための手続き

申請書を提出し、理事会の承認を得ること。

平成 28 年 12 月 16 日 制定  
令和 2 年 12 月 9 日 会費・配分改正

【別紙】

令和 3 年度以降の会費配分表

単位：円（率は％）

	会費	連合会	率	支部	率	本部	率
正会員	20,000	3,480	17.4	6,000	30.0	10,520	52.6
準会員	19,000	3,480	18.3	5,700	30.0	9,820	51.7
家族・名誉会員	13,000	0	0.0	5,200	40.0	7,800	60.0
家族会員の配偶者	12,000	0	0.0	4,800	40.0	7,200	60.0